委提第2号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

提出者 議会運営委員長 加 藤 勝 明

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則(昭和48年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

- 第94条の2 北本市議会委員会条例(昭和48年条例第36号)第12条の 2第2項の規定によるオンライン会議システム(以下「オンライン会議シス テム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第 99条、第108条第1項、第119条第2項、第137条及び第138条 第1項の出席委員とする。
- 2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長 が別に定める。
 - 第117条第1項中「その」を「会議(オンライン会議システムによる会議を含む。)への」に改める。
 - 第118条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に 出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」 とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委 員長として議事進行を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは 「委員長として議事進行を行う」とする。
 - 第129条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、 この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。